

令和8年度新潟県立三条テクノスクール精神障害者職業訓練コーディネート事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

就職を希望する精神障害者等の職業訓練の受講ニーズや個々の状況を把握し、当該障害者に最も効果的な職業訓練の受講を促すために、実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練制度の一種）の受託企業の開拓や訓練計画作成から実施まで一貫して支援することにより、精神障害者等の就職を促進することを目的とする。

2 業務内容

上記1の目的を達成するために、主に次のような業務を行い当校の管轄地域（三条、長岡、小千谷、小出、十日町、南魚沼の各公共職業安定所がそれぞれ管轄する市町村）で障害者である対象者（求職中の精神障害者及び特別支援学校等の卒業年度の学生で就職を希望する者）を、事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練（以下、委託訓練という。）の受講に結びつけ、就職に向けた支援を行う。

(1) 関係機関との連携とニーズ把握

- ・就労支援機関、福祉施設、特別支援学校等の精神障害者等の雇用ニーズの把握
- ・企業における精神障害者等の雇用状況、職種及び求められる技能レベルの把握
- ・就職相談、訓練申込に向けて、公共職業安定所との連携

(2) 訓練受託企業（以下、委託先という）の開拓及びカリキュラムのコーディネート

- ・受講を希望する個々の精神障害者等の状況を把握し、最も効果的な委託先の開拓及び委託訓練のカリキュラムの作成支援を行う。

(3) 精神障害者委託訓練制度の周知、マッチング支援及び受講希望者の誘導

- ・企業等への訪問や、説明会の開催などにより精神障害者委託訓練制度を周知
- ・委託訓練が実施されるよう受講希望者へのマッチング支援と公共職業安定所へ誘導

(4) コーディネートする委託訓練の進捗状況の把握及びアドバイス

- ・委託訓練の進捗状況、受講者の技能習得状況を把握
- ・委託訓練が迅速かつ効果的に実施できるよう委託先に対しアドバイス等支援を行う

(5) その他

- ・関係機関との連絡調整等、訓練の円滑な運営に資する支援の在り方、方法について
- ・医療・保険・福祉・教育等関係機関との情報収集・連絡調整を行うなど、委託訓練の円滑な運営に資するため、必要と認められる業務を実施する。

3 成果目標

マッチングによる職業訓練の受講者10人（訓練開始は令和9年1月20日を最終とする）。

4 業務の実施方法

- (1) 精神障害者等を対象とした委託訓練のコーディネート業務を推進するために必要な職員1名を配置し、2に定める各業務に従事する。
- (2) 業務実施状況は、毎月所定の様式により翌月10日までに報告する。